

第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画（仮称）骨子案

1 計画の目的

県が取り組む施策を明らかにするとともに、県民・事業者・行政等、様々な主体の参画と協働のもと、情報の共有化を図り、それぞれの取組を確実に実施することを通じて低炭素社会を実現する。

2 計画の対象期間

平成23～32（2011～2020）年度

3 現状と課題

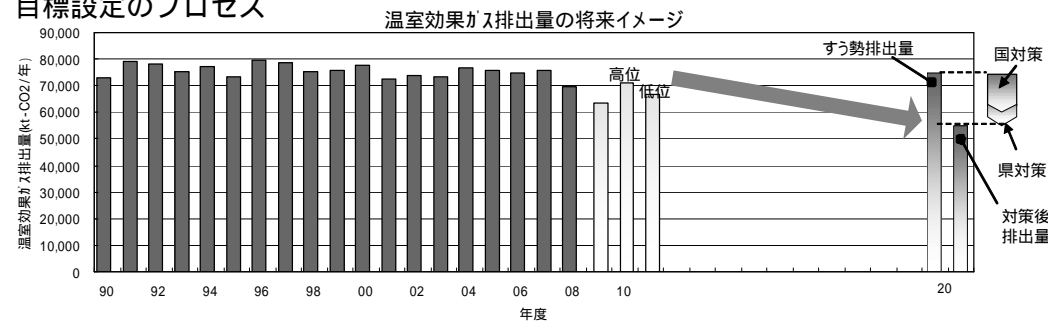
県内温室効果ガス総排出量 69,480kt-CO₂（平成20年度速報値） 基準年度比 4.9%

（H19、H20年度の は実際の電力排出係数、 は原子力発電所利用率が長期停止影響を受けていない時の電力排出係数（0.261 kg-CO₂/kWh）を用いた場合）

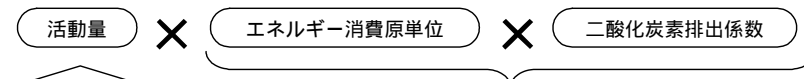
部門	H2年度 (1990) 基準年度	H18年度 ¹ (2006)		H19年度(2007)(確定値)			H20年度(2008)(速報値) ²				
		排出量	基準年度比(%)	排出量	(構成比%)	基準年度比(%)	前年度比(%)	排出量	(構成比%)	基準年度比(%)	前年度比(%)
産業	47,670	47,247	0.9	49,695	(65.7)	4.2	5.2	46,424	(66.8)	2.6	6.6
民生(業務)	2,490	3,103	24.6	3,926	(5.2)	57.7	26.5	3,267	(4.7)	31.2	16.8
民生(家庭)	5,991	7,252	21.0	8,388	(11.1)	40.0	15.7	6,943	(10.0)	15.9	17.2
運輸	8,613	8,815	2.3	8,811	(11.6)	2.3	0.0	8,275	(11.9)	3.9	6.1
その他 ³	8,269	5,395	34.8	4,834	(6.4)	41.5	10.4	4,571	(6.6)	44.7	5.4
総排出量 ⁴	73,033	71,812	1.7	75,654	(100)	3.6	5.4	69,480	(100)	4.9	8.2
				71,372	(100)	2.3	0.6	67,927	(100)	7.0	4.8

県内排出量全体の7割近くを占める産業部門の削減取組の進展、増加率の高い民生部門における省エネ設備・機器の普及促進、低炭素なまちづくり、再生可能エネルギーの大幅な導入を図る必要がある。

4 目標設定のプロセス



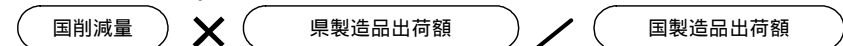
(1) 予測（すう勢ケース） 74,725 kt-CO₂（平成32（2020）年度） 基準年度比 +2.3%



見通しを参考に予測（トレンド予測も併用） 国と合わせ2005年度の統計値を用い、変化しないとする

(2) 国対策削減量 16,902kt-CO₂ 国対策後基準年度比 -20.8%

環境大臣ロードマップ試案に示された対策による削減量を設定した指標で按分（製造業の按分例）



(3) 県独自対策削減量 3,016kt-CO₂ 県独自対策後基準年度比 -4.2%

対策による削減量原単位に導入量に乗じて算定

（高効率機器を導入した場合の計算例）



5 目標

2020年度までに1990年度比25%削減

（国が真水で25%削減した場合）

（ただし、国の真水削減割合が25%と異なる場合、県の目標も変更する可能性がある）

国排出量		ロードマップ環境大臣試案(再計算版)による国排出見込量			
国 (kt-CO ₂ /年)	すう勢ケース	削減量	対策後	削減率 (基準年度比)	削減率 (趨勢比)
産業部門	444,000	67,000	377,000	-21.8%	-15.1%
民生部門(業務系)	262,000	138,000	124,000	-24.5%	-52.7%
民生部門(家庭系)	185,000	96,000	89,000	-30.2%	-51.9%
運輸部門	233,000	70,000	163,000	-25.0%	-30.0%
エネルギー転換部門	78,000	37,000	41,000	-39.6%	-47.4%
小計	1,202,000	408,000	794,000	-25.1%	-33.9%
非エネルギー部門	177,000	28,000	149,000	-26.3%	-15.8%
合計	1,379,000	436,000	943,000	-25.3%	-31.6%
削減率(基準年度比)	9.2%	-	-	-	-

- 国対策メニュー
- 【産業部門】 高性能工業炉、廃熱発電、熱供給発電の高効率化 等
 - 【民生部門(業務系)】 建築物断熱化、高効率給湯器、設備の高効率化 等
 - 【民生部門(家庭系)】 住宅断熱化、高効率給湯器、高効率家電、HEMS 等
 - 【運輸部門】 効率改善、次世代自動車(EV、HV、PHV、NGV) 等
 - 【エネルギー転換部門】 太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電 等
 - 【非エネルギー部門】 家畜排泄物管理、施肥量削減、廃棄物対策 等

県排出量		2020年度							
兵庫県 (kt-CO ₂ /年)	すう勢ケース	国対策削減量	対策後	削減率 (基準年度比)	削減率 (趨勢比)	県独自対策	削減率 (基準年度比)	削減率 (趨勢比)	目標
産業部門	49,943	6,048	43,895	-7.9%	-12.1%	2,007	41,888	-12.1%	-16.1%
民生部門(業務系)	3,960	2,798	1,162	-53.3%	-70.7%	76	1,086	-56.4%	-72.6%
民生部門(家庭系)	7,555	4,898	2,657	-55.6%	-64.8%	262	2,395	-60.0%	-68.3%
運輸部門	7,810	2,165	5,645	-34.5%	-27.7%	408	5,237	-39.2%	-32.9%
廃棄物部門	763	27	736	-61.5%	-3.5%	81	655	-65.7%	-14.2%
エネルギー転換部門	1,149	79	1,070	-31.7%	-6.9%	0	1,070	-31.7%	-6.9%
小計	71,180	16,015	55,165	-19.2%	-22.5%	2,834	52,331	-23.3%	-26.5%
その他ガス	3,545	887	2,658	-44.5%	-25.0%	182	2,476	-48.3%	-30.2%
合計	74,725	16,902	57,823	-20.8%	-22.6%	3,016	54,807	-25.0%	-26.7%
削減率(基準年度比)	2.3%	(-23.1%)	-	-	-	(-4.2%)	-	-	-25%

国が真水の削減割合を見直した場合は、変更する可能性あり

- 県対策メニュー
- 【産業部門】 温暖化アセス、条例抑制計画・実績報告、CO₂削減協力事業、中小事業者対策 等
 - 【民生部門(業務系)】 省エネルギー大作戦、関西エコオフィス宣言の拡充、温暖化アセス(再掲)、条例抑制計画・実績報告等(再掲) 等
 - 【民生部門(家庭系)】 うちエコ診断の推進、住宅リフォームの推進、県民行動指針による普及啓発 等
 - 【運輸部門】 エコドライブの推進、電気自動車等低公害車の導入支援、交通需要マネジメントに係る取組 等
 - 【廃棄物部門、その他ガス】 ごみの減量・リサイクルの推進、フロン類回収の推進 等

(参考) 国の真水削減割合に合わせた場合の県での国対策削減量の試算(例)

ケース	国削減目標		県での国対策削減量
	真水	外ジツ等	
1	25%	0%	20.8%
2	20%	5%	16.1%
3	15%	10%	13.6%

制度見直し案（環境の保全と創造に関する条例）

（１）温室効果ガス排出抑制計画の策定及び実績結果の報告制度

条例...公表制度

（特定物質排出抑制計画等の公表）
第 142 条の 4 知事は、第 142 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により提出された特定物質排出抑制計画及び前条第 2 項の規定による報告の内容を取りまとめ、公表するものとする。

（特定規模排出事業者による取組状況の公表）
第 142 条の 7 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づく措置その他の特定物質の排出を抑制するための取組の状況を公表するよう努めるものとする。

個別事業場ごとに公表
公表内容
計画・実績・主要措置

規則...対象工場等

（特定物質排出抑制計画の作成等）
第 45 条
2 条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める工場等は、エネルギーの年度の使用量について、次の各号に掲げるエネルギーの区分に応じ、当該各号に定める方法により原油の数量に換算した量を合算した量が、1,500 キロリットル以上である工場等とする。
(1) 前年度において使用した燃料
(2) 前年度において他人から供給された熱
(3) 前年度において他人から供給された電気

[追加]
・火力発電所
（出力 1,000kW 以上）
・焼却施設
（処理能力 20t/日以上）
・HFC、PFC、SF₆ を使用する工場等
（排出量が CO₂ 換算 4,000t/年以上）
・延床面積 26,000m² 以上の事業所

条例対象事業所が県全体の排出量に占める割合
現状 50% 追加案 63%

考え方
温暖化アセス制度の対象工場等も対象に追加

指針...目標年度

3 特定物質排出抑制目標の設定
事業者は、排出抑制目標を次の点に留意して設定するものとする。
(1) 算定した特定物質の排出量、選定した排出抑制措置の内容、当該排出抑制措置を実施した場合の抑制効果等を考慮し、設定する。
(2) 目標年度については、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の目標年度である平成 22 年度とする。
(3) 基準年度における特定物質の排出量に対する目標年度における数量的なものとし、原則として、特定物質ごとの排出量見込みについて、選定した排出抑制措置の効果等を考慮し、予測して設定する。

「第 3 次兵庫県地球温暖化防止推進計画」の目標年度である平成 32(2020) 年度

その他

- ・目標設定の考え方を具体化し、マニュアル化する。
- ・次期自主行動計画の策定時などに目標変更することを可とすることを前提として、2011 年度中に目標設定するものとする。

（２）温暖化アセス制度

条例...変更なし

規則...対象事業

（特定事業の実施の届出等）
第 45 条の 3
1) 下記の規模以上の工場等の設置、増設事業
火力発電所（出力 1,000kW 以上）
焼却施設（処理能力 20t/日以上）
燃料使用量が 1,500 kL（重油換算）以上の工場等
HFC、PFC、SF₆ を使用する工場等
（排出量が CO₂ 換算 4,000t/年以上）
2) 建築物の新築、増改築事業（延床面積 26,000m² 以上）
3) 市街地再開発事業（土地面積が 1 ha 以上）
4) 工業団地造成事業（土地面積が 1 ha 以上）
5) 流通業務団地造成事業（土地面積が 1 ha 以上）

[追加]
・工場等の増設により、工場等が左記 1) の規模を上回ることとなる事業
・建築物の増改築により、建築物が左記 2) の規模を上回ることとなる事業

[考え方]
温暖化アセス制度と排出抑制計画策定措置結果報告制度との一体的な運用を図るため、工場等の増設等によって排出抑制計画策定対象規模を上回る事業所については、温暖化アセス制度の対象とする。

指針...抑制措置の導入可能性の調査検討手順

1 温暖化防止対策の採用に当たっては、次に掲げる事項を検討するものとする。
(1) 次の各項目ごとに、温暖化防止対策の技術レベル等を調査し実施可能な最大限の努力を払うことを前提として導入可能性を調査すること。
ア 省エネルギー・省資源型事業活動の徹底
イ グリーンエネルギーの導入
ウ 工場や事業所ビルの省エネルギー化
エ 環境に配慮した自動車の利用
オ 二酸化炭素吸収源の確保
カ 木材資源の有効活用
キ メタン・一酸化二窒素の対策
ク HFC、PFC、SF₆ の対策
ケ 自主的な行動計画の策定と体制整備
(2) 工場等の増設等の場合にあつては、増設等の部分だけでなく、工場等の全体に対する温暖化防止対策を併せて検討することが望ましい。

導入可能性検討チェックシートに基づいて検討

[考え方]
すべての抑制措置項目について、導入可能性の検討過程を明確にさせる。

[追加]
ただし、改正規則の施行日以降に新設する工場等において増設等により規模要件を上回ることとなる事業にあつては、増設等の部分だけでなく、工場等の全体に対する温暖化防止対策を併せて検討すること。

その他...指針に加え、温暖化防止対策導入事例集の作成